

(仮称)橘地域認定こども園整備基本計画

令和4年12月

小田原市

目 次

1	計画策定の目的と経緯	1
2	基本計画の位置づけ	3
3	現状と課題の整理	4
3.1	橋地域の現状と課題	4
3.2	敷地状況・関係法令の整理	8
3.3	検討のポイント	11
4	施設規模及び整備方針	13
4.1	施設整備のコンセプトと基本方針	13
4.2	定員数の設定	14
4.3	子育て支援機能の整備内容	14
4.4	施設規模の算定	15
5	施設配置	18
5.1	整備方針	18
5.2	配置計画	18
5.3	配置イメージ	19
6	建物の構造と整備手法の選定	20
7	概算事業費	20
8	事業スケジュール	20

1 計画策定の目的と経緯

本市では、橘地域に保育所がない状況や橘地域の公立幼稚園の園児数減少を踏まえ、下中幼稚園の敷地において公立認定こども園の整備を予定しています。

前羽地区と橘北地区にある公立幼稚園2園を統合し、認定こども園を下中幼稚園の敷地に整備する市方針案に対しては様々なご意見をいただきました。

そこで、令和3年度に認定こども園のユーザーである橘地域の子育て世帯を中心にヒアリングやアンケートを実施したところ、認定こども園整備に対し期待する声が多く、また地域の自治会や住民説明会においても一定の理解を得ることができました。

こうしたことを背景に、公立認定こども園の早期開園に向け、今後の設計や建設工事の諸課題を整理するため、この度、「(仮称)橘地域認定こども園整備基本計画」としてとりまとめました。



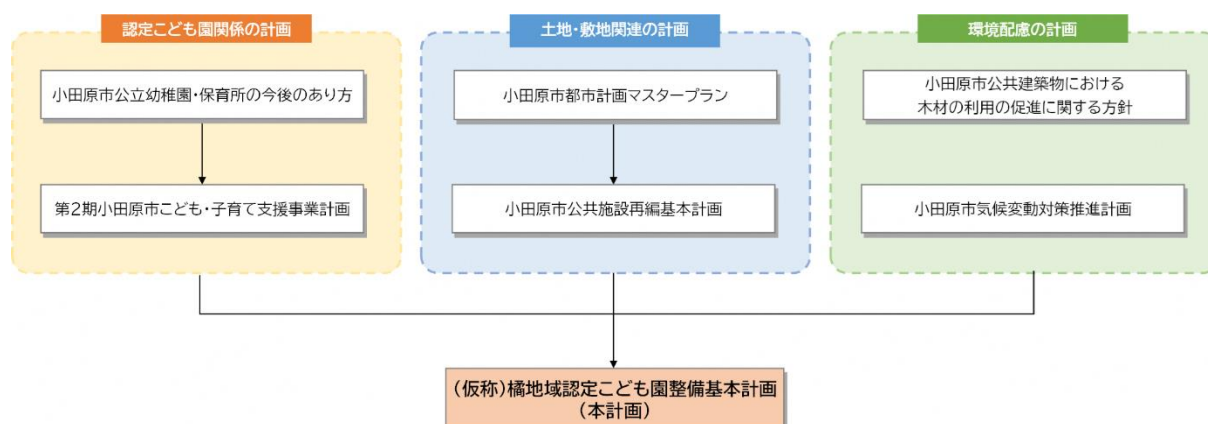
図：計画対象地（現下中幼稚園）

- 橘地域認定こども園に係る主な検討経過 -

平成 28 年 3 月	<p>「今後の公立幼稚園のあり方に関する基本方針」を取りまとめる。</p> <p>公立幼稚園で園児数の減少が続いている状況や施設の老朽化の懸念もあり、教育委員会では、公立幼稚園が果たすべき役割や、再編による適正配置、研究機能・保育機能の強化、特別支援教育の充実など、取組の方向性の整理を行った。</p>
平成 30 年 3 月	<p>「小田原市学校教育振興基本計画」を改定する。</p> <p>幼保一体化の観点から、教育委員会では、保育ニーズや地域バランス等を考慮しながら、認定こども園の早期設置を検討するとした。</p>
平成 31 年 3 月	<p>「小田原市公立幼稚園・保育所の今後のあり方」を策定する。</p> <p>社会環境の変化や就学前教育・保育の重要性を考慮しつつ、これまで本市が実施してきた就学前教育・保育の取組や公立幼稚園・保育所の現状、今後の教育・保育ニーズ見込みなどを踏まえ、子ども青少年部保育課と教育委員会で、公立幼稚園・保育所の基本的な考え方や役割、就学前教育・保育の課題や質の向上に向けた取組の方向性などを取りまとめた。</p>
令和元年 11 月～ 令和 2 年 10 月	<p>地域説明及びヒアリングを実施する。</p> <p>前羽・下中幼稚園についての課題を踏まえ、認定こども園整備について地域への説明及びヒアリングを実施した。</p>
令和 3 年 3 月	<p>自治会関係者等説明会を開催する。</p> <p>子育て世帯を中心に認定こども園に期待する声が多く聞かれたことから、前羽・橘北両地区の自治会関係者等に対し、整備候補地を含む市方針案について説明会を開催した。</p>
令和 3 年 5 月～7 月	<p>子育て世帯への説明及びヒアリングを実施する。</p> <p>子育て支援団体のイベント参加者、公立幼稚園保護者、子育て支援センター利用者へ個別説明し、ヒアリングを実施した。</p>
令和 3 年 9 月～10 月	<p>子育て世帯へのアンケート調査を実施する。</p> <p>橘地域で就学前児童のいる 228 世帯にアンケートを郵送し、郵送又はインターネットによる回答を求めたところ、107 世帯から回答があり、これを取りまとめ課題として整理した。</p>
令和 4 年 1 月～2 月	<p>住民説明会を開催する。</p> <p>子育て世帯へのヒアリングやアンケート調査の結果を踏まえ、認定こども園整備について住民説明会（4 回）を開催した。</p>
令和 4 年 7 月～12 月	<p>（仮称）橘地域認定こども園整備基本計画を策定する。</p> <p>認定こども園の整備内容を定めた基本計画を策定した。また、検討に必要な敷地形状、面積を把握すべく整備計画地の敷地測量等を実施した。</p>

2 基本計画の位置づけ

本基本計画と上位関連計画等の関係を下図に整理します。これらの上位計画の方針等に従い、本基本計画を策定します。



図：本基本計画と上位関連計画の関係

認定こども園関係の計画

「小田原市公立幼稚園・保育所の今後のあり方」では、将来の児童人口の減少を見据えた施設機能の見直し及び質の拡充に向けた対応を必要としています。

- ・「小田原市公立幼稚園・保育所の今後のあり方」〈平成31年3月〉
- ・「第2期小田原市子ども・子育て支援事業計画」〈令和2年3月〉

土地・敷地関係の計画

「小田原市公共施設再編基本計画」では、施設の統廃合や認定こども園の整備等について検討するとしています。前羽幼稚園及び下中幼稚園は築年数が40年以上であり、劣化も進行している（※FCI10%以上）ため、中長期的な観点からは施設の統廃合の検討対象施設となっています。

（※FCIとは建築物の物理的劣化状況を総合的、定量的に評価する指標。一般的に5%以下が良好とされている。）

- ・「小田原市都市計画マスタープラン」〈平成23年3月改定〉
- ・「小田原市公共施設再編基本計画」〈平成31年3月〉

環境配慮の計画

「小田原市気候変動対策推進計画」では、脱炭素化に向けた公共施設の環境配慮を推進していく考えがありますが、それは本市の公共建築物において木材の利用を可能な限り促進するとした方針にも合致しています。

- ・「小田原市公共建築物における木材の利用の促進に関する方針」〈平成24年2月〉
- ・「小田原市気候変動対策推進計画」〈令和4年10月〉

3 現状と課題の整理

3.1 橘地域の現状と課題

(1) 川東南部児童数の現状

川東南部は待機児童が多いことから、待機児童対策を重点的に進めてきた区域です。

現時点で、保育所が8施設（ほか分園が2施設）、幼稚園が5施設、認定こども園が1施設、小規模保育事業所が3施設に加えて企業主導型保育事業所が1施設ありますが、小田原市子ども・子育て支援事業計画において、令和2年度時点での推計児童数における保育ニーズの充足率を見ると、1～2歳児が93.4%、3～5歳児の保育利用が85.5%となっており、3～5歳児を中心に保育の受け皿不足が見込まれています。

表：年度別 教育・保育の量の見込み

（「第2期小田原市子ども・子育て支援事業計画」令和2年3月策定より）

（単位：人）

	令和2年度				令和3年度				令和4年度				
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		
			0歳	1-2歳			0歳	1-2歳			0歳	1-2歳	
①量の見込み	499	567	58	302	476	554	56	318	464	558	53	324	
確保内容	教育・保育施設	893	484	65	238	893	493	57	246	893	493	57	246
	地域型保育事業	0	0	11	33	0	0	14	49	0	0	14	49
	その他施設※	0	1	2	11	0	65	2	29	0	65	2	29
	②確保内容合計	893	485	78	282	893	558	73	324	893	558	73	324
過不足(②-①)	394	▲82	20	▲20	417	4	17	6	429	0	20	0	
	令和5年度				令和6年度								
	1号	2号	3号		1号	2号	3号						
			0歳	1-2歳			0歳	1-2歳					
①量の見込み	454	563	51	331	449	582	49	337					
確保内容	教育・保育施設	733	524	60	262	733	524	60	262				
	地域型保育事業	0	0	14	49	0	0	14	49				
	その他施設※	0	65	2	29	0	65	2	29				
	②確保内容合計	733	589	76	340	733	589	76	340				
過不足(②-①)	279	26	25	9	284	7	27	3					

※幼稚園＋預かり保育（2号）、企業主導型保育事業（地域枠）を含む

(2) 橘地域の現状と課題

橘地域には前羽地区と橘北地区がありますが、前羽地区には、前羽小学校と前羽幼稚園（休園中）、橘北地区には、下中小学校と下中幼稚園、ほぼ中間に橘中学校があります。


橘地域には保育所が設置されていないこともあり、橘地域に居住していて、市内の幼稚園・保育所を利用している割合は、令和2年の調査の段階で、幼稚園利用で約40%、保育利用（3・4・5歳）で約38.5%、保育利用（0・1・2歳）で24.1%と非常に少ない状況にあり、隣接する二宮町や中井町の施設を利用されている方が多い状況が伺えます。また、川東南部全域と比較すると、橘地域の幼稚園利用は4%多く、保育利用は10%少ない状況があり、隣接町の幼稚園に多くを依存している状況があります。こうした状況を踏まえると、教育・保育の受け皿確保が課題であり、幼児教育・保育の一体的提供が可能な認定こども園の整備を進めることにより、質の向上と保育の受け皿確保を図っていく必要があります。

(3) 現況の幼稚園（前羽・下中）の状況

現在、橘地区内の幼稚園は、公立の前羽幼稚園と下中幼稚園の2施設となります。

- ・ 前羽幼稚園に関しては、令和4年度より園児の受け入れを中止しています。
- ・ 近年、両園ともに園児数が減少しています。
- ・ 施設の耐震改修はしているものの、建築から45～50年経過しており老朽化が進んでいます。

表：幼稚園施設概要（令和4年8月時点）

施設名称	小田原市立前羽幼稚園	小田原市立下中幼稚園
外観写真		
所在地	小田原市前川 510	小田原市小船 174-1
建設年	昭和 47 年	昭和 53 年
構造	鉄骨造及び木造 地上 2 階建	鉄筋コンクリート造及び鉄骨造 地上 2 階建
敷地面積	936 m ²	2,148 m ²
延床面積	523 m ²	1,005 m ²
区域	市街化区域	市街化区域
用途	第一種住居地域	第一種住居地域
園児数	定員 70 名 平成 30 年 : 20 名 令和元年 : 16 名 令和 2 年 : 15 名 令和 3 年 : 10 名 令和 4 年 : 0 名 (休止)	定員 : 140 名 平成 30 年 : 27 名 令和元年 : 23 名 令和 2 年 : 16 名 令和 3 年 : 19 名 令和 4 年 : 18 名
職員数	合計 5 名 (園長 1 名、担任 2 名、臨時教諭 1 名、 用務員 1 名) ※令和 3 年 4 月 7 日時点	合計 11 名 (園長 1 名、副園長 1 名、担任 1 名、介 助教諭 4 名、延長保育教諭 2 名、用務員 2 名) ※令和 4 年 8 月 1 日時点
耐震診断	平成元年 7 月～9 月	平成元年 7 月～9 月
耐震改修	平成 21 年 9 月～12 月	診断の結果、改修の必要なし

(4) 周辺の子育て支援施設の状況

橘地域の子育て支援施設としては、橘タウンセンター内に「こゆるぎ子育て支援センター」が設置されており、認定こども園と連携した子育て世帯への支援が求められます。



図：下中幼稚園周辺の施設配置

(5) アンケート実施結果まとめ

令和3年9月30日から10月15日までの期間で実施したアンケート結果から、こども園整備に関連する意見をまとめました。

1) アンケートの概要

- ・実施日時：令和3年9月30日から10月15日まで
- ・実施目的：
認定こども園の将来のユーザーとなる世代の意見を聴取するためアンケートを実施。
- ・回答率：
橘地域在住の就学前児童がいる228世帯にアンケートを郵送し、107世帯から回答を得た。
(回答率46.93%)。

2) 意見まとめ

子育て世帯の主なご意見	
施設等に対する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・送迎の車があふれることなく停められる駐車場を必ず作って欲しい。 ・幼稚部の車の送迎を可能にしてもらいたい。 ・小学校に隣接しており、道が狭いうえ、幼稚園の駐車場が狭いので、人数が増えると周辺が混乱しそうに思う。 ・幼稚部のバス通園に対応して欲しい。 ・公立だが園バスがあると利用者は増えるのでは。 ・この地域にこども園を整備するのは、ニーズに合っていると思う。 ・保育機能を持った施設が現在無いので、設置していただけるのは有難い。 ・子どもにとっても、沢山のお友達と成長することが大事だと思うので、幼稚園を統合し認定こども園になるのは、とてもいい事だと思う。 ・保育園が橘地域にないので、ほとんどの方が市外にお子さんを預けているようなので、早くこの地域に保育施設ができることを切に願う。
運営に対する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・仕事の都合や勤務地への通勤時間の兼ね合いで、7時から預けられると良い。 ・外遊びをたくさんさせたい。自然を生かした教育を行って欲しい。 ・自然と触れ合う体験や種から育てた作物を収穫して味わう体験などの活動をしていただけると良い。 ・下中幼稚園は小学校が隣なので、小学校との交流があることは、とても良いと思う。

3.2 敷地状況・関係法令の整理

(1) 計画地の概要

本認定こども園は、整備計画地として現下中幼稚園の敷地を予定しています。計画地の概要は下表の通りです。

表：計画地の概要

建物用途	認定こども園（幼保連携型）
工事場所	神奈川県小田原市小船 174-1
工事種別	新築
用途地域	第1種住居地域
建ぺい率/容積率	60 / 200 %
防火地域	準防火地域
その他の地区・地域	第2種高度地区 景観計画区域 居住誘導区域
関連法規	消防法 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法） バリアフリー法 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例 神奈川県屋外広告条例
道路幅員	北側道路：9.9m（法第42条1項1号） 西側道路：4.71～6.25m（法第42条1項1号） 東側道路：4.85m（法第42条1項1号）
敷地内インフラ	<input checked="" type="checkbox"/> 給水 <input checked="" type="checkbox"/> 污水管（下水道処理区域内） <input checked="" type="checkbox"/> 雨水管 <input checked="" type="checkbox"/> ガス（LPG） <input checked="" type="checkbox"/> 電気

(2) 敷地面積の整理

本敷地は都市計画道路小田原中井線の II 期区間の計画線が、下中幼稚園と下中小学校の間に計画されており、将来の道路計画に支障のないよう、認定こども園の施設配置等を計画する必要があります。

今年度を実施した測量調査結果より、現下中幼稚園の敷地「2148.85 m²」のうち、都市計画道路と重なる範囲は「732.02 m²」です。また、都市計画道路を挟んで西側に残地として「93.62 m²」が残されることとなります。

そのため、施設を計画するにあたり、将来的な都市計画道路整備による敷地面積減に伴い、建蔽率超過（既存不適格）が生じないように、施設計画は隣接地を含む「1692.85 m²」の中で行うこととします。なお、都市計画道路と重なる範囲に関しては、恒久的な利用とならないことを前提に園庭等の利用とします。



図：敷地面積

(3) 認定こども園に係る法令

本認定こども園は、以下の法令に基づき整備を進めていきます。

表：認定こども園に係る法令

表記名	法令名	
認定こども園法	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	平成 18 年法律 第 77 号
認定こども園法施行令	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令	平成 26 年政令第 203 号
認定こども園法施行規則	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則	平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 2 号
認定こども園法施行細則	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則	平成 27 年県規則第 4 号
幼保連携型認定こども園設備運営基準	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準	平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 1 号
幼保連携型認定こども園基準条例	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例	平成 26 年県条例第 52 号
幼保連携型認定こども園基準条例施行規則	幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則	平成 26 年県規則第 100 号
幼保連携型認定こども園取扱基準	幼保連携型認定こども園の設置認可に係る取扱基準	
幼保連携型認定こども園事務取扱要綱	幼保連携型認定こども園設置認可等の事務取扱要綱	

3.3 検討のポイント

基礎情報を踏まえ、6つの検討のポイントを設定しました。

6つの検討のポイント
検討のポイント1：ニーズの変化と施設の質的向上の必要性
検討のポイント2：橘地域の人口と児童数の推移によるニーズの見通し
検討のポイント3：幼稚園の統廃合による地域との繋がり希薄化
検討のポイント4：公立施設としてのあり方
検討のポイント5：都市計画道路の配置
検討のポイント6：環境に配慮した施設計画

検討のポイント1：ニーズの変化と施設の質的向上の必要性

昨今の少子化や核家族化、女性の就業率上昇に伴い、保育所ニーズは増加した後に横ばいで推移すると予想される一方で、幼稚園ニーズは大きく減少するとの見通しが示されています。さらには、今後の量的ニーズの減少を教育・保育の質的向上の契機と捉え、多様化するニーズに迅速かつ柔軟に対応できる良質な施設の整備が必要とされています。

検討のポイント2：橘地域の人口と児童数の推移によるニーズの見通し

小田原市の推計児童人口・女性就業予測に基づき、保育ニーズについては今後大幅なニーズの増加はないことが見込まれていますが、幼稚園ニーズについては約20年後には現在の6割強まで減少することが見込まれています。

本計画地である橘地域も同様の状況が想定されることや、現在、保育所が設置されておらず、今後も民間保育所の設置が見込まれない状況であることを踏まえ、認定こども園整備においては今後の幼稚園・保育ニーズを踏まえた適正規模の施設計画が求められます。

検討のポイント3：幼稚園の統廃合による地域との繋がり希薄化

本計画において統合を予定している下中幼稚園と前羽幼稚園は直線距離で約2km、自動車でも10分の距離にあります。小学校区はそれぞれ下中校区、前羽校区と分かれていることから、徒歩の生活圏を超えた統廃合となるため、地域・地区との連携がやや希薄となることが懸念されます。

市が実施したアンケート（「橘地域に整備を予定している公立認定こども園についてのアンケート」）からも、通園区域の拡大について懸念する意見や送迎時間の増加等、保護者の負担増加といった意見も出ています。

開設後の園運営においては、前羽・下中幼稚園で行われてきた地域と連携した事業を引き継ぎ、地域に根差した教育・保育の実施が期待されます。

検討のポイント4：公立施設としてのあり方

「小田原市公立幼稚園・保育所の今後のあり方」においては、公立施設が果たす役割として、①就学前教育・保育の一体的な実践に基づく研究機能としての役割、②インクルーシブな環境づくりに対する役割、③幼保小の連携、地域との連携促進におけるハブ的な役割、④地域の子育て支援の拠点としての役割、⑤教育・保育ニーズを量的・地域的に補完する役割の5つを掲げており、本市が新たに整備する施設としては、モデル園となるものであることから、施設整備及び運営の両面において、この役割を果たしていくことが求められます。

検討のポイント5：都市計画道路の配置

下中幼稚園と下中小学校の間には計画されている都市計画道路小田原中井線のII期区間は、計画線が幼稚園の敷地を大きく縦断しており、現況の敷地面積が大幅に減少します。また、都市計画道路が整備された際には、さらに通園圏が広がるため、自動車による送迎が増加することが想定されることや小学校が隣接していることから、通園児童の安全性や周辺交通への配慮が求められます。

検討のポイント6：環境に配慮した施設計画

検討に際しては、「小田原市気候変動対策推進計画」にて定められている環境配慮の目標達成に向け、太陽光発電等の再エネ設備を導入することでZEB Oriented化相当以上とすることを目指した検討を行うなど、省エネと創エネの両面から環境に配慮した計画が求められます。

また、小田原産木材を利用した木造化・木質化等により、子どもたちがやすらぎやぬくもりを感じられる健康的で快適な空間が提供できる施設整備とすることが求められます。

4 施設規模及び整備方針

4.1 施設整備のコンセプトと基本方針

前章までに整理した、当該地区の現況と検討のポイントを踏まえ、以下の通りコンセプトと基本方針を設定します。

コンセプト

子ども主体の教育・保育の実践を通じ、
主体性や創造性などを育む質の高い幼児教育・保育を提供する。
橘地域の恵まれた自然と触れ合い、木のぬくもりに包まれながら、
地域のひとたちや学校と連携し、地域に根差した活動を行う。

基本方針

子どもたちの主体性や創造性を伸ばし育むことができるとともに、使いやすく安心・安全な施設とすることを基本とし、今後、公共建築物として脱炭素化社会の実現に資することや子どもたちにとって温かみやぬくもりが感じられる施設整備を目指します。

(1) 安心・安全でぬくもりやゆとりが感じられる施設

- ・ 教育・保育に適したゆとりや安心・安全が確保できる施設
- ・ 地域産木材を利用し、木のぬくもりが感じられる施設
- ・ 職員同士の連携、協働が取りやすく働きやすい施設

(2) 教育・保育の質的向上が図れる施設

- ・ 支援の必要な子どもの保育がしやすい施設
- ・ 子どもが自ら主体的、継続的に遊びができる施設

(3) 保護者、地域、学校等との連携がしやすい施設

- ・ 子育て相談や支援機能を持ち、園務システムなど ICT 等の活用により、保護者や地域との情報共有や連携が図りやすい施設
- ・ 地域に溶け込んだ活動がしやすい施設

(4) 地球環境に配慮した持続可能な社会の実現に寄与する施設

- ・ 省エネ・創エネ機能を積極的に取り入れた ZEB Oriented（正味エネルギー排出を 30～40%以上削減した建築物）化相当以上の施設

4.2 定員数の設定

(1) 適切な集団規模の検討

「幼児集団の形成過程と協同性の育ちに関する研究」（平成 24 年 3 月公益社団法人全国幼児教育研究協会）によると、一人ひとりの幼児への個別の対応が求められる「個に応じた援助」を行い、集団の形成過程を大切に、「協同性の育ち」を培うため、1 学級に、3 歳児は 20 人前後、4・5 歳児は 21 人以上 30 人程度の集団が望ましいと考えられています。また、同研究では、教員が望む 1 学級の幼児数については、発達の段階を考慮し、3 歳児は 20 人以下、4・5 歳児は 20 人以上、中でも 5 歳児は 25 人以上が望ましいとされています。

地域の子どもの人数も減少しており、小学校へ入学した時の 1 クラスの人数も 20～25 人になることから、同程度の規模で認定こども園での集団生活を送ることにより、小学校へのスムーズな接続ができると考えています。

また、近年、支援の必要な園児の占める割合が増えているという現状もあることから、個に応じた援助、協同性を育む援助、職員の環境等を考慮し、1 学級を 25 人以下に抑えた定員数とすることが必要であると考えています。

(2) 定員数の設定

橘地域における就学前児童の人口や市外の教育・保育施設への就園状況を踏まえるとともに、認定こども園として適切な集団規模を形成できる定員数として、以下の通りとします。

表：新認定こども園の定員数

年齢	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計
保育部（保育認定）	5 人	10 人	10 人	12 人	13 人	13 人	63 人
幼稚部（教育認定）	—	—	—	9 人	10 人	10 人	29 人
合計	5 人	10 人	10 人	21 人	23 人	23 人	92 人

4.3 子育て支援機能の整備内容

認定こども園では、子育て支援事業を実施することが求められており、整備する施設には下記の機能を導入することを想定しています。

表：子育て支援機能の整備内容

導入機能	整備方針
預かり保育機能	<ul style="list-style-type: none"> 一時預かりのための諸室として整備し、プレ保育や地域交流等にも使用できるよう、フレキシブルな空間として整備します。
相談機能	<ul style="list-style-type: none"> 相談・面談室・子育て相談窓口として、プライバシーを確保し、保護者等が利用しやすい環境のある個室を整備します。 オンラインでの相談が可能な設えとします。

4.4 施設規模の算定

認定こども園の施設規模については、将来的に、都市計画道路小田原中井線 II 期区間の整備により敷地面積が減少した場合でも、整備計画敷地内に整備できることを基本としています。また、想定される定員数を基に、建築基準法等各種法令や幼保連携型認定こども園にかかる県条例等を踏まえ、基準面積を算定するとともに、保育現場において支援が必要な児童等が増えている状況や保育士等からの意見を踏まえ、近年に整備された保育施設等の整備事例を参考に諸室面積を算定し、今後の設計等の参考にするため目安の面積を表示しています。

(1) 必要規模及び必要諸室のまとめ

条例等で定められた園舎や園庭、保育室等の認可基準面積よりも広く面積を取るとともに、公立認定こども園として支援が必要な児童等に配慮するなど、余裕を持った計画として面積を算定しました。

(※面積については現段階における想定であり、今後の検討により変更となる可能性があります。)

1) 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室、園児用トイレ、クールダウン室

室名	定員	部屋数	面積	基準面積	備考
乳児室（0歳児）	5人	1	20 m ²	8.25 m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・県の認可基準等よりも広く設定します。 ・支援が必要な児童等に配慮した広さとします。
ほふく室（1歳児）	10人	1	40 m ²	33.00 m ²	
保育室（2歳児）	10人	1	25 m ²	19.80 m ²	
保育室（3歳児）	21人	1	50 m ²	41.58 m ²	
保育室（4歳児）	23人	1	50 m ²	45.54 m ²	
保育室（5歳児）	23人	1	50 m ²	45.54 m ²	
遊戯室	—	1	175 m ²	90 m ² ※県設置認可に係る取扱基準より	<ul style="list-style-type: none"> ・園児数に考慮した場合、153 m²以上が望ましいことから、より広く設定します。 ・舞台設置や収納に配慮した大きさとします。
園児用トイレ			30 m ²		
クールダウン室		1	30 m ²		
合計①	92人	6	470 m ²		

2) 園庭

施設名	面積	備考
園庭	450 m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路が整備されるまでは、道路計画部分と一体的に使える園庭とします。 ・一部に畑等を設置します。 ・飲料水用設備、手洗用設備、水遊び場、園児清浄用設備を設置します。
合計②	450 m ²	

3) 必要諸室

室名	面積	備考
調理室	40 m ²	・調理、食育しやすい施設配置とします。 ・食品保管庫、食材搬入専用出入口を設置します。
保健室	10 m ²	・職員室に隣接し、ベビーベッド等を配置します。
職員室	55 m ²	・職員更衣室、トイレ、会議スペースを含みます。
合計③	105 m ²	

4) 付帯施設・共用部分

室名	面積	備考
図書コーナー	30 m ²	
休憩室	10 m ²	・職員の休憩用としてスペースを整備します。
玄関・廊下・ホール等	225 m ²	・園舎全体の3割程度とします。
倉庫・押し入れ・教材庫	70 m ²	・各諸室の1割程度とします。
合計④	335 m ²	

5) 子育て支援機能

室名	面積	備考
一時預かり保育機能 相談室	55 m ²	・職員と保護者が対面で会話できるスペースとします。 ※橘タウンセンターこゆるぎ内のこゆるぎ子育て支援センターと連携します。
合計⑤	55 m ²	

6) 屋外施設

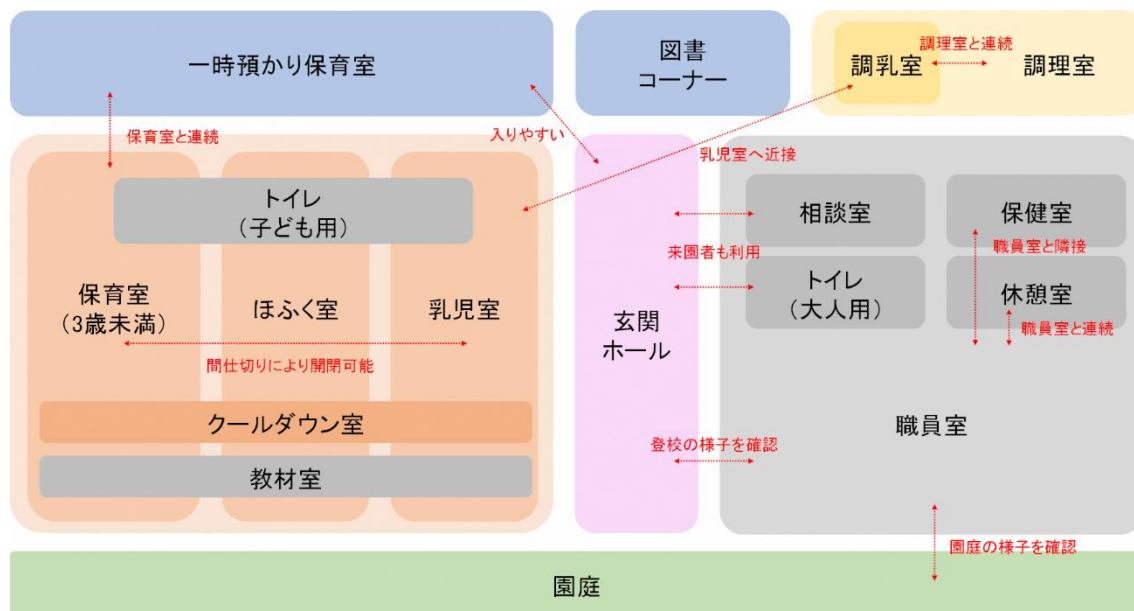
施設名	面積	備考
駐車場 駐輪場	—	・神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例より車いす使用者区画1台、搬入・緊急用2台とし、3台以上設けます。 ・保護者送迎用駐車場や職員駐車場は、小学校の通学路や車両の動線に配慮し、安全性を確保するため敷地外に設置します。

施設規模（合計①+③+④+⑤）= 965 m²

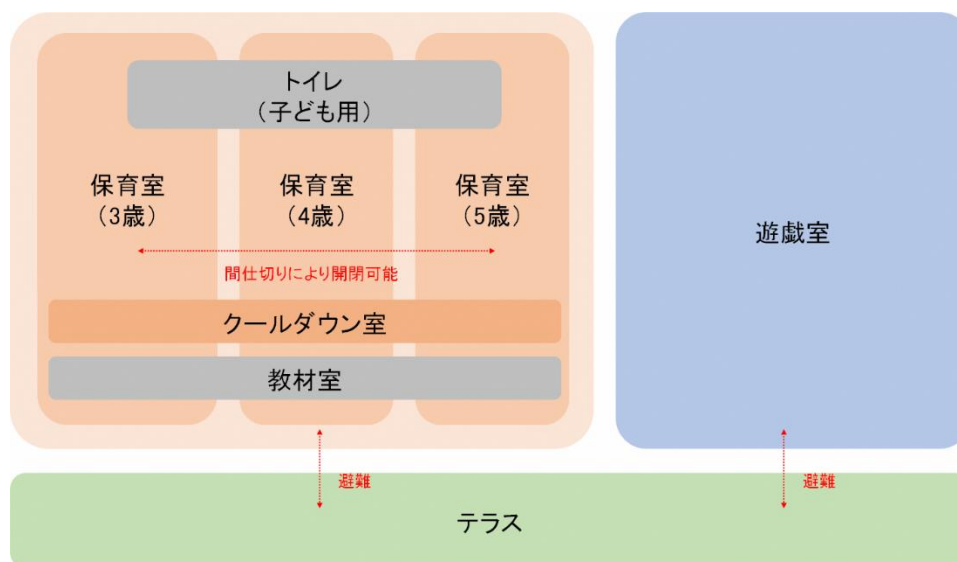
(2) 機能図

各諸室の機能や用途を考慮し、配置の関係性について機能図としてまとめました。今後の設計において、機能図を配慮した計画とし、設計を進めていきます。

※機能図については現段階における想定であり、今後の検討により変更となる可能性があります。



図：機能図（1階）



図：機能図（2階）

5 施設配置

5.1 整備方針

以下の視点で整備を進めます。

視点1：利用者の安全性と利便性を考慮した出入口・駐車場等の歩車分離の計画

- ・周辺道路の利用状況を想定し、隣接する下中小学校の通学路にも配慮しながら、アクセス性に配慮した駐車スペースの配置とします。
- ・認定こども園に整備する子育て支援機能の利用者や管理車両は移動距離が短い必要があることから敷地内に整備し、保護者の送迎用駐車場や職員駐車場は、周辺の交通動線や園との距離に配慮しつつ敷地外に整備します。

視点2：利用者の安全性に配慮した建物配置の検討

- ・認定こども園の利用者と子育て支援施設利用者の動線が混在しないよう「セキュリティライン」を設定しつつ、相互の活動が見える空間整備を行います。
- ・将来的に都市計画道路が開通した際に交通量が多くなることから、道路側に寄せた建物配置とする等、安全な配置計画とします。

視点3：周辺地域への良好な環境の提供

- ・日中は子どもの声が響くことから、周辺地域への音の伝達に配慮した施設配置計画とします。
- ・敷地外周部には緑の多い遊歩道等の配置や都市計画道路予定地の利活用等、地域住民が気軽に利用できる環境づくりを目指します。

5.2 配置計画

以下の配置計画に基づいた施設配置とします。配置イメージについては、次頁で示します。

全体配置	敷地北側に園舎、南側及び将来の都市計画道路部分に園庭、東側に駐車場を配置します。
車両動線	敷地東側に、車椅子対応用等の駐車場を配置し、西側道路及び北側道路と車両動線を分離し、通学路との交錯を最小限とします。
自転車動線	歩行者動線と錯綜しないよう、ピーク時の混雑を考慮した配置とします。
歩行者動線	西側道路（将来の都市計画道路）から入ることができ、また駐車場からも離すことで、安全性の高い計画とします。
建物の向き	南側・北側に窓を配置し日照を確保することで、明るい教室となるような配置とします。
エントランスの配置	主要動線となる西側道路に配置し、駐車場・駐輪場からのアクセスが良い計画とします。
周辺との関係性	隣家から園舎をできるだけ距離を置くことで、騒音を軽減する計画とします。小学校側に向けた配置とすることで、小学校との連携を意識した計画とします。

5.3 配置イメージ

認定こども園として採光や園庭との繋がりに配慮するとともに、駐車場や駐輪場からエントランス部へのアクセス性を考慮し、北側に施設を配置することとします。

園舎は平屋建てが理想ですが、将来的な都市計画道路整備による敷地面積が小さくなることを考慮すると、想定施設規模から一部2階建て、又は総2階建てが想定されます。

なお、園舎の構造については、2階建ての場合に諸室の配置により耐火建築物とする必要があるため、十分に配慮し設計を進める必要があります。



図：配置イメージ

6 建物の構造と整備手法の選定

本施設は、児童の利用にあたって、木のぬくもりが感じられるなど、環境に配慮した施設計画が求められています。木材の持つ断熱性や調湿効果、情緒安定効果に加えて、環境負荷の低減や事業費の縮減にも繋がる木造での園舎整備を目指します。

また、公共施設の整備手法については、一般に「設計・施工分離発注方式」や「設計・施工一括発注方式（デザイン・ビルド方式）」等が採用されていますが、本件においては、橘地域の公立幼稚園の園児数減少の状況や橘地域の子育て環境の向上への地域の期待等を踏まえ、可能な限り早期の施設整備が求められます。併せて、地域産木材の確保や脱炭素化等への配慮した施設とする点を考慮すると、施工者が持つ技術力やノウハウ等を設計段階に活用することも求められます。

こうした要求を踏まえるとともに、木造・ZEB・耐火対応など施工者の技術力・ノウハウ等を設計段階で活用できること、事業者提案によるコスト削減が期待できること、工期短縮が見込めること、導入機器等を踏まえた設計や納期を見込んだ発注ができるなどメリットが多い「設計施工一括発注方式（デザイン・ビルド方式）」を採用することとします。

7 概算事業費

実際の建設事業費は基本・実施設計の段階で算出しますが、参考見積りや類似事例、官庁施設の設計業務等積算基準などを参考として試算を行い、木造による概算事業費を算出しました。

また、近年、建築物価が高騰している状況があるとともに、今後も上昇することが見込まれることから、建築時の建築物価上昇を見込んだ概算事業費を算出しています。


概算事業費 949,320,000 円

8 事業スケジュール

本基本計画を基に、令和5年度には事業者選定を行い、設計作業に着手します。

既存施設の解体は下中幼稚園の一時移転後に実施し、解体後に建設工事に着手、令和8年4月の開園を目指します。

表：事業スケジュール

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基本計画					
設計					
建築工事					 開園
解体工事					

(仮称) 橘地域認定こども園整備基本計画
令和4年12月策定
小田原市子ども青少年部保育課
〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪 300 番地
TEL0465-33-1642

(仮称) 橘地域認定こども園整備基本計画